ハラスメント相談・申立て等の流れ

■相談予約
・まずはハラスメント相談室 Web サイトより「相談申込書」をダウンロードし入力してください。メールにて提出後、相談日時を調整させていただきます。

◆ハラスメント相談室（相談）

・相談室には守秘義務があります。

■相談（面談）
・相談により一緒に改善策を考えます（専門相談員ほか複数スタッフで協議）
・アドバイス、窓口紹介、申立ての支援、調整の試み等ご案内します。

■協力依頼
事案により、学部・研究科・その他所属部署に連絡し、環境調整等の問題改善を試みることもあります。

相談終了（環境改善・問題改善等）

ハラスメントとして認定をしてほしい、相手を処分・処罰してほしい等の場合、「申立書」を作成・提出し、申立てをおこないます。

■申立書の作成・提出

◆ハラスメント防止・対策委員会（申立て）

・申立人、相手方、関係者、防止・対策委員すべてに守秘義務が課せられています。
・申立ては受理されない場合があります。また、審査を経てハラスメントに該当しない（不認定）と判断される場合もあります。

・申立書の提出を受け、ハラスメント審査委員会を立ち上げます。
■ハラスメント審査委員会（審査）
・審査委員会は、審査のため必要に応じて申立人・相手方・関係者にヒアリング等の調査を行い、申立人の希望も考慮し下記を行います。

緊急・仮の措置

ハラスメントの認定／不認定

話し合いによる解決

認定された場合は、処分・措置の勧告を含む「審査報告書」を作成

総長へ提出

会議体（懲戒委員会、学部長会議、理事会等）で措置・処分の決定